

【シンガポール】法律扶助・助言(改正)法の施行

海外立法情報課 坂野 一生

* 法律扶助・助言法を改正する法律が 2013 年 7 月 1 日に施行された。今回の改正は、法律扶助の認定基準を緩和して、その利用者の範囲を拡大することを主な目的とする。

1 シンガポールの法律扶助制度

シンガポールでは、独立前の 1958 年から公的な法律扶助の制度が存在し、法律問題を抱えながら、経済的理由で法律サービスや代理人の依頼ができない者に対して、必要な法律上の助言の提供や民事訴訟における代理などの法律扶助を行っている。現行制度は、1995 年に制定され、翌 1996 年に全面改正された法律扶助・助言法に基づくもので、法務省法律扶助局が実施している。2011 年度の統計によれば、同局は、1 年間に 5,268 件の法律扶助、4,306 件の助言、201 件の書類等作成補助の申請を受理した(注 1)。

法律扶助は、民事事件における訴訟代理人の提供及び訴訟費用の減免を主な内容とする。当事者を代理するのは、法律扶助局付の法律家又は同局に登録した指定弁護士で、2011 年度は法律扶助を受けた者の約 3 分の 2 を前者、3 分の 1 を後者が代理した(注 2)。法律扶助の認定にあたっては、法律扶助局が申請人の資産・収入審査を行い(第 7 条)、申請人の可処分資産及び可処分所得が一定額を超えないと認定されたシンガポール人又は永住者は、訴訟代理を伴う法律扶助を受けることができる(第 8 条)(注 3)。認定基準は、可処分資産が 1 万シンガポールドル(以下 S\$, 約 79 万円)、可処分所得が年間 S\$10,000 である(附則 2)。可処分資産及び可処分所得の算定にあたっては、申請人の総資産から控除できる資産並びに申請人及びその配偶者の総収入から控除できる収入の種類及び額が定められている。例えば、可処分資産の算定においては、訴訟の目的の価額が控除の対象になるほか、申請人の衣類、事業に用いる器具、家具、住居等の価額を控除することができる。申請人が 60 歳以上であるときは、S\$30,000 までの貯蓄も控除対象となる。また、可処分所得の算定については、改正前の基準では、基礎控除 S\$4,500 及び扶養家族控除一人あたり S\$3,500 に加えて、年間 S\$1,000 までの住居の賃料及び中央積立基金(シンガポールの社会保障制度)への拠出金額(総収入の 20%)が控除されていた。この基準によれば、申請者に配偶者その他の扶養家族がおらず、家賃負担もない場合には、総収入が年間 S\$18,125 以下のとき、配偶者を含む扶養家族が 3 人の場合には、総収入が年間 S\$31,250 以下のときに、可処分所得が S\$10,000 以下となった。

法律扶助の対象となる事件は、民事事件一般であるが、少額訴訟裁判所に係属する事件のほか、名誉毀損、婚約破棄、夫婦の別居に関する事件等は除外される(附則 1 第 2 部)。通常裁判所が管轄する事件のほか、両当事者がムスリムの場合にイスラーム

法を適用して審理を行うシャリーア裁判所が管轄する事件も扶助の対象になる(附則 1 第 1 部)。

2 主な改正点

改正法は、2013 年 2 月 4 日に国会を通過し、2 月 27 日に公布、7 月 1 日に施行された。全 25 か条のうち、今回の改正の対象となったのは 18 か条で、2 つの附則も併せて改正された。

主な改正点は、①法律扶助を提供する指定弁護士 of 指定を解除する権限を法律扶助局長に付与し、指定解除の事由を列挙したこと、②21 歳未満の未成年が法律扶助を受けている場合において、その者が成年に達したときは、改めて法律扶助の申請をすること、③法律扶助を受ける者が負担すべき費用の免除に関する一律の基準を廃止したこと、④手続の新設に伴い、法律扶助の対象となる事件を追加したこと、⑤可処分資産及び可処分所得の算定における控除の対象及び額を拡大したことの 5 点である。このうち、①及び②は、手続面における技術的な改正である。

③は、法律扶助の費用に関する改正である。そもそも法律扶助の費用は完全に無料ではなく、法律扶助局は、裁量で、法律扶助を受ける者の資力等を考慮して、その者が負担すべき費用の額を定める。従前は、法律扶助を受ける者の可処分資産・所得が一定額を下回る場合は、費用の負担が自動的に全額免除される旨の定めがあったが、改正法はこの免除の基準を廃止し、法律扶助を受ける全ての者に、裁量で費用負担を課すことを可能にした。

④に関しては、具体的には、労働者災害補償法に基づき、労働コミッショナーに対して申立てがあった事件及びムスリム法行政法に基づくシャリーア裁判所における上訴事件を附則 1 に、「裁判所」の定義規定を第 2 条に追加して、改正後の附則 1 に掲げる事件を管轄する裁判所等に法律扶助・助言法が適用されることを明らかにした。

⑤は、附則 2 の改正である。まず、可処分資産の算定において控除できる所有家屋の価額の上限額 S\$7,800 を S\$13,000 に引き上げ、新たに生命保険の解約払戻金 S\$46,000 までを控除の対象とした。また、可処分所得算定における申請者本人の基礎控除額 S\$4,500 を S\$6,000 に引き上げ、新たに配偶者の収入 S\$6,000 を控除可能とした。同じく可処分所得算定において控除できる住居の賃料の上限額年 S\$1,000 を年 S\$20,000 に引き上げた。控除の対象と額の拡大により、法律扶助の利用者の範囲が広がった。

注(インターネット情報は 2013 年 7 月 17 日現在である。)

(1) Legal Aid Bureau, Ministry of Law, *Annual Review FY2011, 2012*, pp.11-13. <<http://www.lab.gov.sg/content/dam/minlaw/lab/News%20Publications/Documents/AnnualReview2011.pdf>>

(2) *ibid.*, p.20.

(3) ただし、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約にかかる事件に関しては、同条約締約国の国民及び居住者も、要件を満たせば法律扶助を受けることができる。